

第4回岩倉市防犯カメラ設置運用検討委員会会議次第

日時 平成30年3月16日(金)

午後1時30分～

場所 第1委員会室

1. あいさつ

2. 協議・報告事項
 - (1) 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例について

 - (2) 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則について

 - (3) 安全安心カメラの設置箇所について

 - (4) 協議・意見交換

3. その他

岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例（平成20年岩倉市条例第1号）第4条の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、安全安心カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全安心カメラ 犯罪の防止を目的として、第5条第1項各号に掲げる者が特定の場所に継続的に設置して公共の場所を撮影する映像撮影装置であって、映像表示装置又は映像記録装置を備えるものをいう。
- (2) 安全安心カメラ設置者 現に安全安心カメラを設置する者をいう。
- (3) 安全安心カメラ管理責任者 安全安心カメラの管理及び運用を行う者をいう。
- (4) 安全安心カメラ取扱者 安全安心カメラ管理責任者の指名により、安全安心カメラを取り扱う者をいう。
- (5) 画像 安全安心カメラの映像表示装置により表示されたものをいう。
- (6) 画像データ 安全安心カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、安全安心カメラの映像表示装置等を用いて映像として表示することにより特定の個人を識別できる可能性のある映像を含むものをいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。
- (8) 市民等 岩倉市（以下「市」という。）に居住し、通勤若しくは通学し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本原則)

第3条 安全安心カメラ設置者、安全安心カメラ管理責任者及び安全安心カメラ取扱者（以下「安全安心カメラ設置者等」という。）は、市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、個人情報保護に配慮するとともに、安全安心カメラにより効果的

に犯罪の防止が図られるよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、安全安心カメラの設置及び運用に関し、個人情報適切に取り扱われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(設置運用基準)

第5条 次に掲げる者は、安全安心カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、安全安心カメラの設置及び運用に関する基準(以下「安全安心カメラ設置運用基準」という。)を定めなければならない。

(1) 市

(2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及び市から指定を受けた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 市から安全安心カメラ設置に関する補助金の交付を受けようとする団体

2 前項の規定により安全安心カメラ設置運用基準を定めた者(市を除く。)は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該安全安心カメラ設置運用基準の内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の安全安心カメラ設置運用基準の内容は、この条例の規定に適合するものでなければならない。

(安全安心カメラを設置しようとする者の責務)

第6条 前条第1項各号に掲げる者は、安全安心カメラの設置に際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該安全安心カメラの設置目的を明確にすること。

(2) 撮影範囲は、前号の設置目的に照らして適切な範囲とすること。

(3) 撮影範囲内その他の見やすい場所に、安全安心カメラを設置している旨及び安全安心カメラ設置者の名称を表示すること。

(4) 安全安心カメラ管理責任者を置くこと。

(画像等の適正な管理)

第7条 安全安心カメラ設置者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 安全安心カメラ設置運用基準を遵守し、安全安心カメラの適正な管

理及び運用を行うこと。

- (2) 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た市民等の情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。安全安心カメラ設置者等でなくなった後においても同様とする。
- (3) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、次条第1項ただし書の規定により開示し、利用し、又は提供する場合においては、この限りでない。
- (4) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにすること。
- (5) 画像等の漏えい、滅失又は毀損を防ぐための安全対策の措置を講ずること。
- (6) 第4号の規定による画像データの消去若しくは破砕、次条第1項ただし書に規定する画像等の開示、利用若しくは提供又は第9条に規定する苦情の処理の状況について記録しておくこと。

（画像等の開示等の禁止）

第8条 安全安心カメラ設置者等は、画像等を開示し、安全安心カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 安全安心カメラ設置者等は、前項ただし書の規定により画像データを外部に提供するときは、提供を受ける者に対し、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付し、及び漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（苦情の処理）

第9条 安全安心カメラ設置者等は、その設置し、管理し、又は取り扱う安全安心カメラの管理及び運用に関し、市民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

2 市民等は、安全安心カメラ設置者等が前項の規定による苦情（第5条から前条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、不服を申し出ることができる。

3 市長は、市民等から前項の規定による申出があったときは、迅速かつ

適切に処理するよう努めるものとする。

(報告及び勧告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項の届出を行った者に対し、その設置する安全安心カメラの管理及び運用の状況について報告を求めることができるものとし、当該第5条第2項の届出を行った者は、これに応じなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、安全安心カメラ設置者に対し、安全安心カメラの設置及び運用の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条第2項の規定による届出を行わずに安全安心カメラを設置したとき。

(2) 第5条第2項の規定による届出に係る安全安心カメラに関し、第5条から第8条までの規定に違反する行為があるとき。

(3) 前項の規定による報告を行わないとき。

(公表)

第11条 市長は、前条第2項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩倉市規則第15号

岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例（平成29年岩倉市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(不特定多数の者が利用し、又は通行する場所)

第3条 条例第2条第7号の規則で定める不特定多数の者が利用し、又は通行する場所は、次のとおりとする。

- (1) 岩倉市（以下「市」という。）が設置し、又は管理する屋外の公の施設（道路、公園及び広場を除く。）
- (2) 市が設置し、又は管理する駐車場（自転車駐車場を含む。）
- (3) 市が管理する地下連絡道

(設置運用基準)

第4条 条例第5条第1項の安全安心カメラの設置及び運用に関する基準（以下「安全安心カメラ設置運用基準」という。）に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全安心カメラの設置目的
- (2) 安全安心カメラの設置年月日
- (3) 安全安心カメラの設置台数
- (4) 安全安心カメラの設置箇所及び撮影範囲
- (5) 安全安心カメラ管理責任者の住所、氏名等
- (6) 安全安心カメラ取扱者の住所、氏名等
- (7) 安全安心カメラの機器構成
- (8) 条例第6条第3号に規定する表示の方法
- (9) 画像データの保管場所、保管方法及び保管期間並びに消去又は破砕方法
- (10) 条例第8条第1項ただし書の規定により画像及び画像データを開

示し、設置目的以外の目的のために利用し、又は外部に提供する方法

(11) 苦情の処理の方法

(12) 前各号に掲げるもののほか、安全安心カメラの適切な管理及び運用に関し市長が必要と認めること。

(安全安心カメラ設置運用基準の届出等)

第5条 条例第5条第2項前段の規定により安全安心カメラ設置運用基準の届出をしようとする者は、安全安心カメラを設置しようとする日の14日前までに、安全安心カメラ設置運用基準届（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 安全安心カメラ設置運用基準

(2) 安全安心カメラ設置運用基準の内容を確認するために必要な書類、図面等

2 条例第5条第2項後段の規定により安全安心カメラ設置運用基準の内容の変更の届出をしようとする者は、その内容の変更をしようとする日の14日前までに、安全安心カメラ設置運用基準変更届（様式第2）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 変更後の安全安心カメラ設置運用基準

(2) 変更内容を確認するために必要な書類、図面等

(安全安心カメラ廃止届)

第6条 前条第1項の規定による届出を行った者は、安全安心カメラを廃止したときは、速やかに、安全安心カメラ廃止届（様式第3）により市長に届け出なければならない。

(市の安全安心カメラ管理責任者等)

第7条 市が安全安心カメラ設置者となる場合における安全安心カメラ管理責任者（以下「市の安全安心カメラ管理責任者」という。）は、当該安全安心カメラを設置し、又は管理する課（岩倉市事務分掌規則（平成21年岩倉市規則第3号）第2条に規定する課及び室、岩倉市消防本部組織に関する規則（平成8年岩倉市規則第18号）第2条に規定する課、岩倉市消防署の組織に関する規程（昭和46年岩倉市消防本部規程第1号）第2条に定める消防署並びに岩倉市教育委員会事務局処務規則（平成13年岩倉市教育委員会規則第3号）第3条に規定する課）の長をもって充てる。

2 市の安全安心カメラ管理責任者は、所属職員の中から安全安心カメラ

取扱者を指名しなければならない。

(保管期間)

第8条 条例第7条第4号の規則で定める保管期間は、画像データとして記録された日から起算して10日以内の範囲において安全安心カメラ設置運用基準で定める期間とする。ただし、条例第8条第1項ただし書の規定により画像データを開示し、設置目的以外の目的のために利用し、又は外部に提供する場合は、必要な限度で保管期間を延長することができる。

(勧告)

第9条 条例第10条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4）により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第11条の規定による公表は、岩倉市公告式条例（昭和46年岩倉市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

(報告)

第11条 市長は、条例第5条第2項の届出を行った者に対し、安全安心カメラの管理及び運用の状況について、年1回以上、安全安心カメラ運用状況報告書（様式第5）による報告を求めるものとする。

(雑則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

安全安心カメラ設置運用基準届

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

安全安心カメラの設置運用基準を定めたので、岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

記

設 置 者	
設 置 目 的	
設 置 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	① 安全安心カメラ設置運用基準 ② 安全安心カメラ設置運用基準の内容が確認できる資料及び図面 ③ 安全安心カメラのカタログなど機器構成が分かる資料 ④ その他 ()

様式第2（第5条関係）

年 月 日

安全安心カメラ設置運用基準変更届

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

安全安心カメラの設置運用基準の内容を変更するので、岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

記

変更する事項	(変更前)
	(変更後)
変更する年月日	年 月 日
変更する理由	
添付書類	⑤ 変更後の安全安心カメラ設置運用基準 ⑥ 変更後の安全安心カメラ設置運用基準の内容が確認できる資料及び図面 ⑦ その他 ()

様式第3（第6条関係）

年 月 日

安全安心カメラ廃止届

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

安全安心カメラを廃止したので、岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例
施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

設 置 者	
設 置 目 的	
設 置 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	

様式第 4 (第 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

岩倉市長

印

勸 告 書

岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり勸告します。

記

勸告の内容	
勸告の理由	

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

安全安心カメラ運用状況報告書

岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第11条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

設 置 者	
設 置 目 的	
設 置 年 月 日	年 月 日
岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例第8条第1項ただし書の規定による開示、利用又は提供の有無	有 ・ 無 有の場合はその年月日、相手先、目的、方法等
岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例第9条第1項の規定による苦情の有無	有 ・ 無 有の場合はその年月日、処理状況等
動作確認年月日	年 月 日
その他特記事項	

岩倉市安全安心カメラ設置指針（案）

1. 指針の目的

安全安心カメラについて、犯罪の防止を図ることと並行して、市民等のプライバシーの保護を図るため、その設置の基本的な考え方等についての留意すべき事項について定める。

2. 安全安心カメラ設置の基本的考え方

市が設置する安全安心カメラは、岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例に基づき、犯罪の防止の観点から、通行量、周辺環境等を考慮した上で効果的であると考えられる場所に設置する。また、設置にあたり、防犯効果を維持しつつも撮影範囲に含まれる居宅等のプライバシーの確保のため画角等の配慮を行うものとする。

3. 安全安心カメラ設置の手続きについて

安全安心カメラの設置にあたり、安全安心カメラ管理責任者は、次に掲げる手続きをとるものとする。

- ① 安全安心カメラ管理責任者が管理する施設等以外にカメラを設置しようとする場合、当該施設等の管理者の了解を得ること。
- ② カメラの撮影範囲及びその周辺に居住する者に対し、当該カメラの設置について周知するとともに、意見を聞くこと。

4. 安全安心カメラ設置の表示等

安全安心カメラを設置している旨の表示は、当該表示による防犯効果も考慮したものとする。また、市内各所に安全安心カメラを設置していることの周知に努める。